

平成13年改正の温泉法による規制の新設に伴う施行状況の検討

1 温泉法附則第6条について

政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

※ 平成13年法改正（平成14年4月1日施行）であり、平成19年4月で5年を経過する。

○「規制緩和推進3か年計画（再改定）」（平成12年3月31日閣議決定） 2 横断的検討、見直しの推進等（抜粋）

（9）規制の新設に当たっては、原則として当該規制を一定期間経過後に廃止を含め見直すこととする。法律により新たに制度を創設して規制の新設を行うものについては、各省庁は、その趣旨・目的等に照らして適当としないものを除く、当該法律に一定期間経過後、当該規制の見直しを行う条項（以下「見直し条項」という。）を盛り込むものとする。なお、この見直しの結果、その制度・運用を維持するものについては、その必要性、根拠等を明確にする。

2 温泉法の一部を改正する法律（平成13年法律第72号）の概要

（1）温泉の掘削等の許可の失効手続きの迅速化

許可を受けた者が1年以上掘削に着手しない場合等において、都道府県知事は聴聞を行った上でなければ許可の取消ができない。



温泉掘削等の許可の有効期間を2年間とし、原則期限が到来すれば許可が失効することとする。（法第5条）

- ① 許可を受けた者が、経済的理由等により掘削に着手しない、掘削用の機材を現場に放置するといった問題事例が滞留している件数が全国で約800件程度あった。
- ② 許可を受けた者が1年以上掘削に着手しない場合等において、都道府県知事は聴聞を行った上でなければ許可の取消ができないこととなっていた。
- ③ また、既存の許可が放置されると新規の掘削許可ができず、結果として温泉の有効利用の機会が失われる場合もある。
- ④ このようなことは、許可制度の適正や工事の安全面からも問題であるため、許可の有効期間を設けることとした。
- ⑤ なお、やむを得ない理由で期間内に完了しない場合には1回に限り、2年以内の延長が認められる規定を入れた。

(2) 掘削等工事の完了届、又は廃止届の法律への規定

掘削等の工事が終了した場合に、都道府県知事に届け出る仕組みが法律上にない。



「掘削等許可を受けた者は、工事を完了し、又は廃止した場合には都道府県知事に届け出なければならない」旨を規定。(法第6条、第9条第2項)

(3) 温泉の成分等の揭示の届出の義務付け等

都道府県知事が温泉の成分等の揭示内容を把握、指導する仕組みが法律上にない。



知事が、揭示内容について、事前に把握・指導ができるよう、事前の届出、不適切な内容に関する改善命令を規定。(法第14条第2～4項)

(4) 温泉分析機関の都道府県知事への登録

地方分権及び規制緩和の趣旨にのっとり、環境大臣による温泉分析機関の指定制度を改め、



一定の検査能力のある機関（営利、非営利を問わず）を都道府県知事に登録する制度へ。（法第15～24条）

- ① 民間機関でも温泉成分の分析能力を確保するための分析機器、分析に従事する者に関する基準を満たせば、都道府県知事へ登録の上、分析業務を行うことを可能とした。
- ② 平成8年の「公益法人に対する検査等の委託等に関する基準」の閣議決定により、本件のような分析機関については、平成12年度末までに法律上の整備を求められていることに対応するもの。

3 改正温泉法の施行状況について

(1) 温泉掘削等の許可の失効手続きの迅速化

旧温泉法による温泉の掘削等の許可制度に関しては、掘削許可後1年以上着手していないか、1年以上工事を中止しているケースが全国で約800件にも上っていたことにより、既存の許可が放置されると新規の掘削許可ができず、結果として温泉の有効利用の機会が失われる場合もあり、さらに、失効手続きの迅速化や工事の安全面から2年間の有効期間を設けることとしたものである。

<改正法施行後の状況について>

掘削許可件数は、884件（14～15年度）であり、そのうち工事が完了したものが682件（77.1%）、許可後2年経過したことにより自然失効したものが129件（14.6%）であった。

その他、廃止届65件、有効期間更新8件。

なお、掘削不許可件数は、平成15年度に1件、平成16年度に6件、平成17年度に11件あった。

不許可の主な理由は、周辺の源泉に影響を及ぼすおそれ大きいと判断したこと及び有害物質の排出などにより公益を害するおそれがあると判断したこと等による。

増掘許可件数は、28件（14～15年度）であり、うち工事完了は24件（85.7%）、2年経過により失効した件数は、4件（14.3%）であった。

動力装置許可は、714件（14～15年度）であり、うち工事完了は、676件（94.7%）、2年経過により失効した件数は、35件（4.9%）であった。

調査中の県（3県）があるため掲載されているデータはH18.6.15現在の途中集計値である。

(2) 温泉の成分等の掲示の届出の義務付け等

利用者の健康保護の観点から、温泉の成分、禁忌症や浴用・飲用上の注意事項等の掲示を行うに当たっては、都道府県知事が掲示内容を把握し、指導する仕組みが法律上規定される必要があることから、掲示内容については、事前に把握、指導ができるよう、事前の届出、不適切な内容に関する改善命令を規定したものである。

<改正法施行後の状況について>

掲示内容の都道府県知事への事前届出件数

平成14年度	1,582件
平成15年度	2,016件
平成16年度	3,386件(*)
平成17年度	21,150件(*)

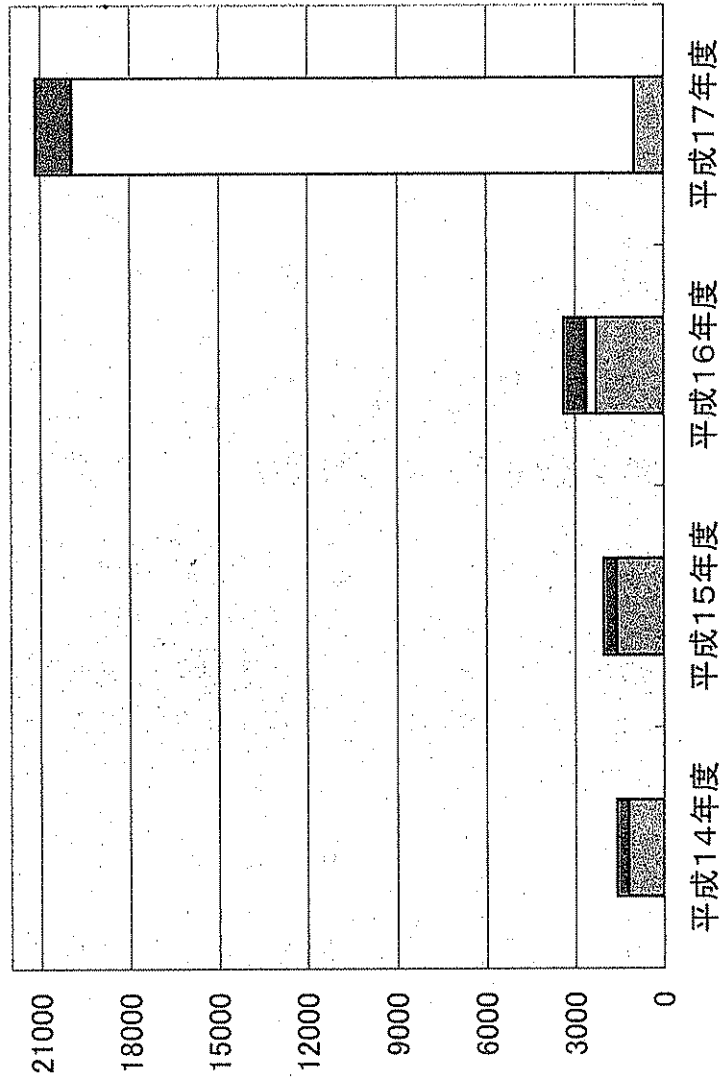
(*うち、温泉法施行規則改正に伴う項目追加による届出件数)

平成16年度	354件
平成17年度	18,951件

なお、掲示内容の変更命令について、実績はない。

調査中の県(3県)があるため掲載されているデータはH18.6.15現在の途中集計値である。

揭示届出件数内訳の推移



■ 再分析に伴う届出
 □ 追加項目に伴う届出
 ▨ その他

調査中の県(3県)があるため掲載されているデータはH18.6.15現在の途中集計値である。

(3) 温泉分析機関の都道府県知事への登録

「公益法人の設立許可及び指導監督基準」（平成8年9月20日閣議決定）に基づき、地方分権及び規制緩和の趣旨にのっとり、環境大臣による温泉分析機関の指定制度を改め、一定の検査能力のある機関を都道府県知事へ登録する制度としたものである。

<改正法施行後の状況について>

温泉分析機関の登録制度については、登録申請件数は、111件（14～17年度）であり、うち登録拒否及び登録取り消しについての実績はない。登録分析機関の廃止届については4件あり、平成18年4月1日現在全国で107件の分析機関が登録されている。

改正前（環境大臣の指定分析機関数：85機関）

（国の機関11、都道府県等の機関52、公益法人22）



改正後（都道府県知事への登録分析機関数：107機関） <18.4.1現在>

（都道府県等機関33、公益法人38、民間機関36）

平成14年度末： 74機関

平成15年度末： 81機関

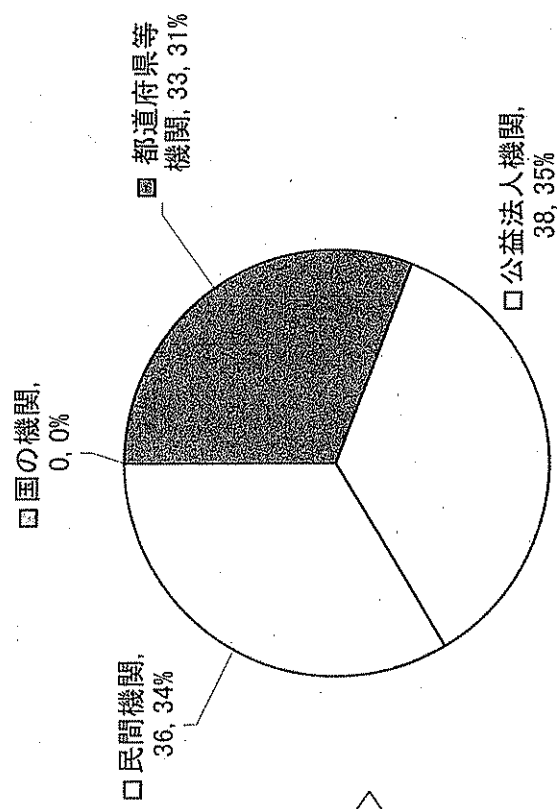
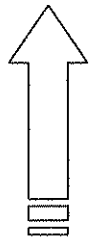
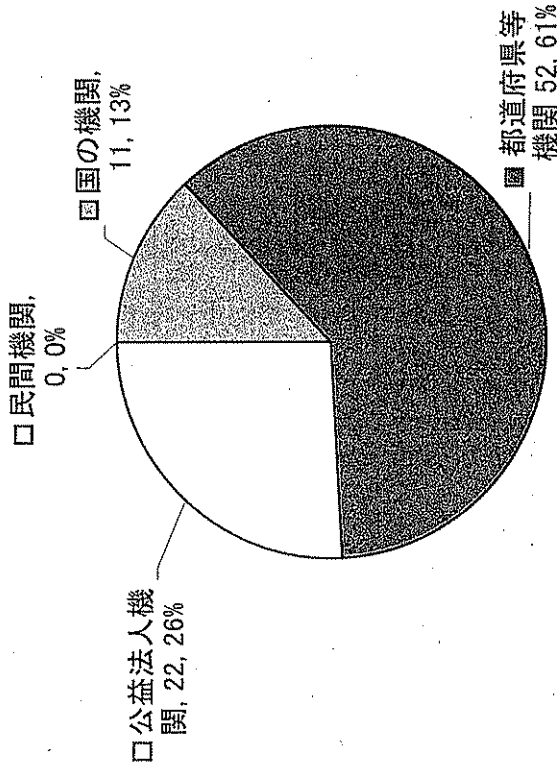
平成16年度末： 97機関

平成17年度末： 108機関

（*平成18年4月1日付で1機関が廃止となり、現在は107機関である。）

温泉分析機関登録状況

- 国の機関
- 都道府県等機関
- 公益法人機関
- 民間機関



改正温泉法の施行状況を踏まえ、制度・運用を維持する必要性及び根拠について

条項	新設された許認可等の概要	規制の必要性	期待される効果	予想される国民の負担	制度・運用維持の必要性及び根拠等(案)
5	掘削の許可の有効期間を2年間とする。	掘削等の許可を受けても長期取消手続に見られ、温泉の有効利用上の障害となっていることから、掘削の有効期間を設けて、期間を経過した許可については失効させる必要がある。	掘削の意思がない許可を失効させることにより、温泉の有効利用が図られる。	温泉の掘削は2年以内に完了しなければならぬが、一般に掘削は2年以内に終了。やむを得ない事情により2年で終了しない場合であっても第5条第2項の規定により、2年延長できることとされており、通常の温泉掘削については新たな負担は生じない。	掘削等の許可に有効期間が設けられず、工事未着手のままいつまでも許可が失効しない場合には、許可取消の手続が完了するまでの間、許可地周辺の新規掘削が制限されることとなり、結果として温泉の有効利用の機会が失われるケースが考えられるため、許可に有効期間を設けることは今後必要である。
6(9)[2]において準用)	掘削許可を受けた者は工事を完了し又は廃止したときはその旨を都道府県知事に届け出なければならぬ。(増掘又は動力の装置の許可について準用)	貴重な天然資源である温泉の掘削については都道府県知事がその工事の進捗状況を的確に把握する必要がある。	掘削工事を完了し届出、廃止届出により、都道府県知事が許可された掘削の進捗状況を把握することが可能となり、その後の温泉源の保護のための措置を的確に実施することができる。	掘削許可を受けた者は工事を完了し又は廃止した場合には都道府県知事に届け出なければならぬが、現行制度においては、新たな負担は生じない。	掘削工事を完了し又は廃止については、許可を受けた者からの届出がなければ把握が困難であることから、源泉の利用状況を把握する上で、届出制度の維持は必要である。
14[2]～[4]	温泉成分等の揭示は登録分析機関が行った分析結果に基づいて行われなければならない。また、揭示をしようとする際にはあらかじめ、その内容を都道府県知事に届け出なければならず、都道府県知事は揭示内容について必要と認めるときは内容を変更すべきことを命ずることができる。	温泉の成分には人体に有害な物質も含まれるため、温泉の成分等の揭示を行うに当たっては、登録分析機関が行った分析結果に基づき結果を揭示する必要があるため、誤った揭示を行うことを防止するため、あらかじめ揭示内容を都道府県知事に届け出て、必要がある場合には揭示内容を変更する必要がある。	適正な揭示が行われることにより、温泉を利用する者の健康の保護が図られる。	届出についても省令に規定されており、新たな負担は生じない。また、誤った表示について知事の變更命令がかかることとなるが、国民の健康保護のための必要最小限の措置である。	温泉利用者の健康保護や安全確保を図るためには、揭示内容について事前に利用許可権者が確認し、誤った揭示を防止する必要があることから、事前届出と變更命令制度の維持は必要である。
15～24	温泉成分の分析を行う者について都道府県知事の登録制とする。登録分析機関は登録事項を廃止した場合は都道府県知事に届け出なければならない。	温泉の成分には人体に有害な物質も含まれるため、温泉の成分等の分析を行うに当たっては、正確な分析を確保する必要がある。また、都道府県知事が登録分析機関の状況を把握する必要がある。	都道府県知事が一定の能力を有する分析機関の状況について適切に把握することにより、分析結果の正確性が担保される。	温泉成分等の分析を行う者と登録する者は都道府県知事の登録を受けた上で、各種の届出等の義務を負うことになるが、これは正確な分析を確保するための必要最小限の措置である。	温泉利用上の安全確保を図るためには、正確な分析結果を担保する必要があるが、都道府県知事が分析機関の状況を把握し、登録制及び規制緩和の趣旨からも、この制度の維持は必要である。